

少額案件
について

請書などの提出を 不要としています



下記に該当する発注について、請書などの書類の提出を不要としています。詳細は下記のとおりです。

記

適用条件 : 以下のとおり

- ①20万円未満（税込）の契約であること
- ②消耗品の購入，修繕，軽易な役務など（委託契約は対象外です）

※①②いずれも満たす発注が対象となります

不要となる書類：請書，押印された見積書



御対応のほどよろしくお願いいたします

問合せ 調布市総務部契約課 電話:042-481-7167

FAX:042-481-7136

Mail:keiyaku@city.chofu.lg.jp

～手続きの流れ～

1 ページでは請書等の省略について説明しました。
このページでは請書等を省略することで
手続きがどのように変わるのか説明いたします！



通常の流れ

請書等を省略する 場合の流れ

市所管課から見積依頼を受ける	(市所管課から事前に発注に関する 相談がある場合があります)
↓	↓
見積書の提出	市所管課から発注を受ける (「調布市簡易発注方式」の表示 を付した発注書・注文書等 を送ります。)
↓	※発注内容に疑義があるときは 市所管課へお問合せください
市所管課から契約決定の 連絡を受ける	↓
↓	納品・完了
請書の提出	↓
↓	検査
納品・完了	↓
↓	請求書の提出
検査	
↓	
請求書の提出	



ご不明な点やご質問等がある場合は、
※**調布市総務部契約課**までご連絡ください

※042-481-7167